

別紙

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

五所川原市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
五所川原市農業再生協議会	209,718,899	209,718,899	209,662,790

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

209,718,899円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3															合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物						その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の高収益作物				
1	飼料用米(多収品種:前年度実績からの拡大分)生産性向上支援	1	6,000					5,000												5,000	3,000,000	
1	飼料用米(多収品種:前年度実績継続分)生産性向上支援	1	5,000					93,100												93,100	46,550,000	
1	飼料用米(多収品種:新規取組者)生産性向上支援	1	4,000					1,000												1,000	400,000	
2	米粉用米生産性向上支援	1	2,850				350													350	99,750	
2	WCS用稲生産性向上支援	1	2,850						1,700											1,700	484,500	
3	麦生産性向上支援	1	13,000	14,900																14,900	19,370,000	
3	大豆生産性向上支援	1	17,000		49,000															49,000	83,300,000	
4	そば生産性向上支援	1	4,890							8,000										8,000	3,912,000	
5	飼料作物助成	1	2,850			25,000														25,000	7,125,000	
6	地域振興作物助成(産地化推進品目)	1	12,230										3,050	1,150						4,200	5,136,600	
7	地域振興作物助成(取組推進品目)	1	6,110										800							800	488,800	
8	地域振興作物助成(その他作物)	1	4,070										3,600		250	170				4,020	1,636,140	
9	耕畜連携助成(わら利用)	3	5,300					72,000												72,000	38,160,000	
10	地力増進作物組入体系導入助成	1	0																	0	0	
合計(基幹)※4			実面積	14,900	49,000	25,000	350	99,100	1,700	0	0	8,000	0	0	7,450	1,150	250	170	0	207,070	※6	
合計(二毛作)※4			実面積																			209,662,790

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分があった場合は、個票2、4～9を上限単価の7割に到達するまで一律に単価の引き上げを行い、この時点で追加配分に残額が生じている場合は、全ての用途について上限単価の範囲内で一律に単価の引き上げを行う。
なお、調整の際は10円単位で調整するものとする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

上限単価に達している用途については、単価調整を行わない。
実面積の確定により所要額計算を実施したのち、上限単価での所要額が不足する場合は飼料用米、麦、大豆を用途別に設定した固定単価により所要額を算定し、この合計額を配分額から除した残額の範囲内で個票2、4～9の各用途の単価を一律に減額する。
なお、調整の際は10円単位で調整するものとする。

6. 高収益作物について

葉たばこ、小豆

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

【別紙】高収益作物収益データ整理表

表1 主食用米及び葉たばこ、小豆の比較

米単収 649 kg
 葉たばこ単収 107 kg
 小豆単収 181 kg

作物	農産物販売収入 ①	生産費 ②	①-②	主食用米との差
主食用米	139,062	110,330	28,732	0
葉たばこ	428,476	291,667	136,809	108,077
小豆	71,606	42,000	29,606	873

単収: 主食用米は五所川原市農業再生協議会算定値(加重平均単収)より
 葉たばこは生産者聞き取り(生産者の葉たばこ受入実績及び計算書)より
 小豆は農林水産統計 特定作物統計調査より

【算定基礎】

表2-1 米の60kg当たり相対取引価格の推移

(単位:円)

品種	令和元年	令和2年	令和3年	計	作付割合	加重平均
まっしぐら	14,778	12,677	10,891	38,346	85.9%	10,980
つがるロマン	15,072	13,374	11,481	39,927	14.1%	1,877
				計	100.0%	12,856
					kg単価	214

※令和3年産米の相対取引価格・数量(令和4年2月)(速報)より
 ※作付割合は、令和元年～令和3年の平均

表2-2 葉たばこの60kg当たり相対取引価格の推移

(単位:円)

作物名	令和元年	令和2年	令和3年	計	平均
葉たばこ	253,000	211,000	256,800	720,800	240,267
				kg単価	4,004

※生産者聞き取り(生産者の葉たばこ受入実績及び計算書)

表2-3 小豆の60kg当たり相対取引価格の推移

作物名	令和元年	令和2年	令和3年	計	平均
小豆	28,160	20,590	22,460	71,210	23,737
				kg単価	396

※農林水産統計 農作物価指数(令和4年2月)

表3-1 10a当たり米生産費

(単位:円)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	平均
全算入生産費	110,199	110,461	110,330	110,330

※農林水産統計【農業経営統計調査 令和2年産 米生産費(個別経営・東北(青森))]より
 (※令和3年産は推計値)

表3-2 10a当たり 葉たばこ生産費

区分	令和元年	令和2年	令和3年	平均
全算入生産費	290,000	290,000	295,000	291,667

※生産者聞き取り

表3-3 10a当たり 小豆生産費

区分	令和元年	令和2年	令和3年	平均
全算入生産費	42,000	42,000	42,000	42,000

※農業経営統計調査 品目別経営統計より

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会		整理番号	1（継続）		
使途名	飼料用米（多収品種）生産性向上支援					
対象作物	飼料用米（基幹作物）					
単 価	（１）前年度実績からの拡大分：6,000円/10a（上限7,000円/10a） （２）前年度実績継続分：5,000円/10a（上限7,000円/10a） （３）新規取組者：4,000円/10a（上限7,000円/10a）					
課 題	<p>当地域の水稻は10a当たりの収量が全国でトップクラスとなっており、稲作経営が地域農業の大部分を占めており、業務用としての取扱いが主要となる「まっしぐら」が多く作付されている。現在、新型コロナウイルスの影響で中・外食産業を中心に需給状況が不安定で価格が下がっていることから、切り替えが比較的容易で安定した需要のある飼料用米への作付転換を進める必要がある。</p> <p>しかし、飼料用米は実需者ニーズが高く、安定した供給が求められている一方で、主食用米と比較して取引価格が低いものとなっている。そのため、多収品種への転換を進めるとともに、直播栽培や疎植栽培などの低コスト化・省力化による収益性の確保と複数年契約による実需者との関係強化・連携を図る必要がある。</p> <p>令和3年度の作付面積については、業務用米の需要回復が見込まれず令和2年度産米の過剰在庫による米価下落が予想されたために令和2年度と比較して約356ha伸び、目標面積900haに対し実績面積は931haとなり目標達成となった。しかし、生産費については国からの緊急的な作付転換要請もあり、計画の変更による分散した作付圃場が増加するなど、作業効率の低下や播種・定植作業期の人件費が増加したと推察され、目標92,000円に対し93,500円で未達成となった。</p> <p>令和4年度は、作付面積の拡大と低コスト化・省力化を両立した取組をより推進するため、生産性向上等技術の取組メニューに人件費削減効果の高い「GNSSによる自動操舵補助システムの利用」と乾燥調製コストの低減が見込める「立毛乾燥」を追加、定着度の高い「共同防除機又はラジヘリ等による防除」の削減を行い、引き続き県民局やJA等の関係機関と連携して低コスト化・省力化技術の周知活動を行うことで非主食用米への誘導を推進し、取組面積の拡大と低コスト化の目標達成を目指す。</p> <p>また令和4年度の交付単価について、効果的な取組拡大を進めていくために減額調整の対象としない固定単価に変更し、取組対象面積の内容毎に3つに区分した単価設定及び交付を行う。</p> <p>（１）令和3年度に本使途による交付実績のある者が、令和4年度に令和3年度の交付対象面積を上回る取組を行った場合に、上回った部分の交付単価を6,000円/10aとする。</p> <p>（２）令和3年度に本使途による交付実績のある者が、令和4年度も取組を継続した場合、令和3年度の交付対象面積以内までの部分の交付単価を5,000円/10aとする。</p> <p>（３）令和3年度に本使途による交付実績のない者については、令和4年度は新規取組者とし、交付単価を4,000円/10aとする。</p> <p>なお、上限単価については本取組に係る経費の25%程度となる7,000円に設定する。</p> <p>令和5年度の目標については、前年度で取組目標を達成したため、取組面積は令和5年度の作付目標面積の1,148haに上方修正し、当協議会の目標に設定する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 10a当たりの生産費	目標	—	—	1,130.0ha 90,000円/10a	1,148.0ha 87,000円/10a
		実績	— ha — 円/10a	734.5ha 93,500円/10a	—	—
内 容	担い手が販売を目的として水田で栽培する飼料用米（多収品種）に対して、生産性向上等の技術に取り組んだ面積に応じて助成する。					
具体的要件	1. 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。 2. 取組要件 ①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫・出荷・販売を行うとともに、新規需要米取組計画の認定を受けること。自家利用の場合は自家利用計画を作成。 ②種子については、多収品種（みなゆたか、べこごのみ、えみゆたか、ゆたかまる）。 ③別表1-1の生産性向上等技術のうち二つ以上の取組を行うこと。ただし、個票9及び県設定と重複助成を受ける場合は、異なる取り組みを行うこと。					
取組の確認方法	1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことので分かる書類。自家利用の場合は自家利用計画・給餌台帳等。 2. 取組要件 ①現地確認。出荷契約書、販売伝票。新規需要米認定結果通知書。自家利用の場合は自家利用計画・給餌台帳等。必要に応じて作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことので分かる書類。 ②種子購入伝票。自家採種の場合は自家採種の種子による取組申請書及び導入当初の購入伝票。 ③現地確認。前年度の作付面積が確認できる書類（前年度営農計画書等）。別表1-1の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（作業日誌、資材購入伝票等）					
成果等の確認方法	令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 ①作付面積は、水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書、現地確認により集計する。 ②生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（作業日誌、資材購入伝票等）を確認し、助成対象面積を集計する。 ③生産費は、本年度飼料用米作付け者の平均である6.3haを上回る者を市浦地区、金木地区、五所川原地区からそれぞれ1名ずつ抽出して集計し算出する。					
備考	令和4年度の取組を検証し、次年度に向けて取り組み要件や目標値の設定を見直しを行い、取り組みに対する支援を継続していく。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会			整理番号	2（継続）	
使途名	米粉用米・WCS用稲生産性向上支援					
対象作物	米粉用米・WCS用稲（基幹作物）					
単 価	米粉用米：2,850円/10a（上限7,000円/10a） WCS用稲：2,850円/10a（上限7,000円/10a）					
課 題	<p>米粉用米は実需者からの一定のニーズがあり、安定供給が求められている中、主食用米と比較して取引価格が低い ため、直播栽培や疎植栽培などの低コスト化・省力化による収益性を進める必要がある。</p> <p>令和3年度の作付面積・収益性の向上については、新型コロナウイルス感染症の影響による実需者との取引が停滞 したことから目標取組面積3haに対し2.7haと未達成となった。また生産費についても取組面積の拡大による作業効率 の向上が進まずに燃料費の価格上昇もあり、目標91,000円に対し92,500円で未達成となった。</p> <p>このため、令和4年度の目標達成に向けて取組要件の生産性向上等技術の取組メニューに「GNSSによる自動操舵補 助システムの利用」と「立毛乾燥」を追加、定着度の高い「プラウ耕等による根域の拡大」を削除し、生産作業性の 向上に資する取組を行うことで農業所得の向上を図る。また小麦価格等も上昇傾向であることから、県民局やJA等の 関係機関と連携して実需者の掘り起こしや需要創出の取組を進め、取組面積の拡大を図る。さらに現状の生産費 92,500円/10aは令和2年度と比較して減少しているもの主食米並であるため、令和5年度には令和3年度生産費か ら6%削減の87,000円/10aと、令和3年度取組面積から年間0.7haの拡大を図って4.2haに下方修正し、当協議会の目 標に推進していく。</p> <p>なお、米粉用米の上限単価については飼料用米等の非主食用米と比較して生産過程に大きな差がないと判断される ことから、これまでの9,000円/10aから飼料用米の上限単価と同額の7,000円/10a（本取組に係る経費の15%程度）に 減額して設定する。</p> <p>WCS用稲の令和3年度については、これまで取り組んでいた農業者の離農と夏場に干ばつの影響を受けたことで作 付面積及び収量ともに目標17.5ha、1220kg/10aに対し11.5ha、1,215kg/10aの未達成となった。ただし、地域の畜産 農家からの需要に応える供給量（牛約250トン）の確保が必要である。</p> <p>このため、令和4年度は天候の影響もあったが、目標達成に向けて取組要件の生産性向上等技術のうち、定着度の 高い「共同防除機又はラジヘリ等による防除」を削除し、新たに「GNSSによる自動操舵補助システムの利用」を追加 することで、さらなる生産性向上等技術の取組を進め、作付面積の拡大を図る。収量についてはJA等関係機関と連携 し、茎葉多収型イネの利用を推進して飼料用米と品種競合が起きないようにし、主食用品種の利用によっても収量を 上げていくため、取組効果のほか、幼穂形成期の窒素施用や適期刈り取りの指導等を行う。</p> <p>なお、上限単価については本取組に係る経費の15%程度となる7,000円に設定する。</p>					
目 標	米粉用米取組面積 10a当たりの生産費	目標	—	—	3.5ha 90,000円/10a	4.2ha 87,000円/10a
		実績	— ha — 円/10a	1.7ha 92,500円/10a	—	—
	WCS用稲取組面積 10a当たりの収量	目標	—	—	17.5ha 1,240kg/10a	20.0ha 1,256kg/10a
		実績	— ha — kg/10a	11.5ha 1,215kg/10a	—	—
内 容	米粉用米・WCS用稲の生産拡大・本作化を目指すため、生産向上等技術の取組を行った場合に、その 取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①実需者との出荷・販売契約等を締結（自家利用の場合は自家利用計画を作成）するとともに、収穫・ 出荷・販売を行うこと。 ②新規需要米取組計画の認定を受けること。 ③生産性向上に向けて、以下の取組を行うこと。 ア 米粉用米 ・別表1-1の生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うこと。 イ WCS用稲 ・別表1-3の生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を 行ったことので分かる書類。自家利用の場合は自家利用計画・給餌台帳等。</p> <p>2. 取組要件 ①現地確認。出荷契約書、販売伝票。自家利用の場合は自家利用計画・給餌台帳等。必要に応じて作業 日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことので分かる書類。 ②新規需要米認定結果通知書。 ③ア 米粉用米：現地確認。別表1-1の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認でき る書類（作業日誌、資材購入伝票等） イ WCS用稲：現地確認。別表1-3の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認でき る書類（作業日誌、資材購入伝票等）</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 ①作付面積は、水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書、現地確認により集計する。 ②生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（作業日誌、資材購入伝票等） を確認し、助成対象面積を集計する。 ③ア 米粉用米の10a当たりの生産費は、助成対象者より聞き取りにより算出する。 イ WCS用稲の10a当たりの収量は、新規需要米生産集出荷数量一覧表により算出する。</p>					
備考	令和4年度の取組を検証し、次年度に向けて取り組み要件や目標値の設定を見直しを行い、取り組みに 対する支援を継続していく。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会		整理番号	3（継続）		
使途名	麦・大豆生産性向上支援					
対象作物	麦・大豆（基幹作物）					
単 価	麦：13,000円/10a（上限18,000円/10a） 大豆：17,000円/10a（上限22,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、生産基盤の脆弱な圃場等が多く、元来、湿田であることから降水量の多い年では排水不良等に起因する収量、品質の低下が問題となっている。</p> <p>麦については、令和3年度は品質向上の目標Aランク78%、Bランク20%、Cランク1.5%、Dランク0.5%に対し、実績数量における等級比率はAランク2.2%、Bランク0%、Cランク97.8%となり、Dランク及び規格外はなかったが、目標は未達成となった。原因としては出穂期の5月中旬以降の降雨により品質が落ちてしまったと考えられる。また、取組面積については離農や飼料用米等の水稲作付へ切替えた農家がいたことにより、目標面積170haに対し146haで未達成となった。</p> <p>令和4年度は生産性向上等技術の取組メニューに「GNSSによる自動操舵補助システムの利用」を追加、定着度の高い「共同防除機又はラジヘリ等による防除」を削除し、額縁明渠による排水対策の実施に加えて生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うことで農業所得の向上を図る。また、畦立て栽培等の生産性向上等技術の取組を進め、Aランク比率を97%に引き上げ、Cランク以下の麦の低減を図る。作付面積については、主食用米の需要に応じた生産ならびに実需者の要望等の周知と併せて、農地中間管理事業等を活用して麦の栽培に適した圃場を集積・集約するよう進め、JA等関係機関と連携してブロックローテーションの体制構築を視野に入れながら、担い手へ麦の栽培推進を図っていくことで地域ビジョンの目標達成を目指す。</p> <p>令和5年度の目標については、品質向上はCランク以下を0%、令和3年度に2.2%であったAランクを令和4年度は85%に設定し、そこから年間10%の向上を図ることで95%とし、取組面積は令和3年度の実績から年平均17ha増の180haとするよう変更し、当協議会の目標とする。</p> <p>なお、上限単価については本取組に係る経費の60%程度となる18,000円に設定し、交付単価は効果的な取組拡大を進めていくために減額調整の対象としない固定単価に変更し、前年度交付実績程度となる13,000円/10aとする。</p> <p>大豆については、令和3年度は品質向上の目標1等20%、2等50%、3等以下30%に対し、実績数量における農産物検査の等級比率が1等10.6%、2等57.8%、3等以下31.6%となり、3等以下比率は約10%下がり品質の改善が見られた。しかし1等比率も約6%減少し、目標を達成出来なかった。原因としては夏場の干ばつの影響を受けたために品質が落ちたと考えられる。取組面積については、ブロックローテーションにより取組箇所が減少したことや、飼料用米等の水稲への切替えもあり目標面積490haに対し実績面積45haで未達成となった。</p> <p>令和4年度は生産性向上等技術の取組メニューに「GNSSによる自動操舵補助システムの利用」を追加、定着度の高い「プラウ耕等による根域の拡大」を削除し、弾丸暗渠の取組を推進して乾田化を図ることで課題である品質向上を目指し、作付面積については主食用米の需要に応じた生産の周知と併せて、農地中間管理事業等を活用して大豆の栽培に適した圃場を集積・集約するよう進め、JA等関係機関と連携して担い手へ大豆の栽培推進を図っていき、計画的なブロックローテーションの指導と新たな担い手の掘り起こしを行うことで地域ビジョンの目標達成を目指す。</p> <p>なお、上限単価については本取組に係る経費の75%程度となる22,000円に設定し、交付単価は効果的な取組拡大を進めていくために減額調整の対象としない固定単価に変更し、前年度交付実績程度となる17,000円/10aとする。</p>					
目 標	麦取組面積	目標	—	—	164.0ha 品質 Aランク 85.0% Bランク 14.5% Cランク 0.5% Dランク 0.0% 規格外 0.0%	180.0ha 品質 Aランク 95.0% Bランク 5.0% Cランク 0.0% Dランク 0.0% 規格外 0.0%
		実績	— ha	110.5ha	—	—
	品質向上 (麦の品質区分ランク比率)	品質	—	品質	—	—
		Aランク —% Bランク —% Cランク —% Dランク —% 規格外 —%	Aランク 2.2% Bランク 0.0% Cランク 97.8% Dランク 0.0% 規格外 0.0%	—	—	
目 標	大豆取組面積	目標	—	—	500.0ha 品質 1等 25.0% 2等 50.0% 3等以下 25.0%	520.0ha 品質 1等 30.0% 2等 50.0% 3等以下 20.0%
		実績	— ha	338.2ha	—	—
	品質向上 (農産物検査等級比率)	品質	—	品質	—	—
		1等 —% 2等 —% 3等以下 —%	1等 10.6% 2等 57.8% 3等以下 31.6%	—	—	
内 容	品質及び収量を確保するため、生産向上等技術に取り組んだ場合、その取組面積に応じて支援する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①実需者との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②生産性向上に向けて、麦は額縁明渠による排水対策の実施に加え、別表1-2の生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うこと。大豆は別表1-2の生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 ①営農計画書又は交付申請書。</p> <p>2. 取組要件 ①出荷契約書、販売伝票。 ②現地確認。別表1-2の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（営農計画書、圃場図、作業日誌、資材購入伝票等）、その他再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>1. 取組面積は、営農計画書を基に取組要件ごとに産地交付金対象面積を集計 2. 品質向上は、畑作物の直接支払交付金数量払い申請時の農産物検査結果通知書等を集計して算出</p>					
備考	令和4年度の取組を検証し、次年度に向けて取り組み要件や目標値の設定を見直しを行い、取り組みに対する支援を継続していく。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会	整理番号	4（継続）			
使途名	そば生産性向上支援					
対象作物	そば（基幹作物）					
単 価	4,890円/10a（上限12,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、生産基盤の脆弱な圃場等が多く、元来、湿田であることから降水量の多い年では排水不良等に起因する収量、品質の低下が問題となっている。</p> <p>令和3年度は、夏場に干ばつの影響があり令和2年度に比べて天候状態がよくなかったが、比較的順調に生育し取組の効果があつたことから目標品質1等90%、2等10%に対し、1等が97.5%、2等が2.5%となり目標を達成した。今後も天候に大きな影響を受けずに安定した品質を確保することを目標とする。取組面積は、夏場に干ばつの影響があつたことからJAや県民局等関係機関と連携した周知活動等により令和2年度より2haほど増加したが、目標79haに対し77haの未達成となった。</p> <p>令和4年度は、JAや県民局等関係機関と連携して計画的な輪作の推進を行うとともに、近年は労働力不足により作付面積の拡大が鈍く、品質向上も天候による影響が大きいと推察されることから、生産性向上等技術の取組メニューに「GNSSによる自動操舵補助システムの利用」を追加、定着度の高い「共同機械の利用」を削除して、計画的な緑肥作物導入の体系構築を図りながら品質にこだわった生産と取組面積の拡大を推進していくことにより、目標の達成を目指す。</p> <p>令和5年度の目標については、品質向上は令和3年度実績の2等を年間0.5%減少した2等1.5%、そこから1等98%を令和4年度の目標に設定し、令和5年度には1等をさらに0.5%向上の98.5%に上方修正する。</p> <p>なお、上限単価については他の土地利用型作物の取組経費に対する割合を考慮し、従来の上限単価の8割となる12,000円/10aに減額する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	—	—	81.0ha 品質 1等 98.0% 2等 2.0%	83.0ha 品質 1等 98.5% 2等 1.5%
	品質向上 (農産物検査等級比率)	実績	— ha 品質 1等 — % 2等 — %	55.6ha 品質 1等 97.5% 2等 2.5%	—	—
内 容	品質及び収量を確保するため、生産向上等技術に取り組んだ場合、その取組面積に応じて支援する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①実需者との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②生産性向上に向けて、別表1-2の生産性向上等技術のうち一つ以上の取組を行うこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者営 農計画書又は交付申請書。</p> <p>2. 取組要件 ①出荷契約書、販売伝票。 ②現地確認。別表1-2の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（営農計画書、圃場図、作業日誌、資材購入伝票等）、その他再生協議会が提出を求める書類等</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法で確認する。</p> <p>1. 取組面積は、営農計画書を基に取組要件ごとに産地交付金対象面積を集計 2. 品質向上は、畑作物の直接支払交付金数量払い申請時の農産物検査結果等を集計して算出</p>					
備考	令和4年度の取組を検証し、次年度に向けて取り組み要件や目標値の設定を見直しを行い、取り組みに対する支援を継続していく。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会			整理番号	5（継続）	
使途名	飼料作物助成					
対象作物	飼料作物（基幹作物）：別表5					
単 価	2,850円/10a（上限7,000円/10a）					
課 題	<p>当市は、畜産が盛んな地域であり飼料作物は畜産農家への安定供給のため、これまでも振興している。飼養頭数は令和4年2月1日現在、1,121頭（牛254頭、馬867頭）である。</p> <p>令和3年度の作付面積については、米価下落の懸念から作付転換による面積拡大が進んだが、取組面積に関しては堆肥の施用が可能な立地条件の農地の集積が進まなかったことから、団地化の取組要件を満たせずに未達成となった。生産量については、堆肥の散布量を試験的に増やして取り組んだ結果、目標を達成した。</p> <p>令和4年度は、令和3年度に引き続き実需者である畜産農家から牧草の安定供給のニーズに応えるため、堆肥散布を条件とし、畜産農家と連携して品質の向上と収量を増やすこととする。また、80a以上の団地化を行う取組については低コスト生産による所得確保が見込まれるため、引き続き取組要件に設定し、団地化による効果や計画的な輪作体系等の土地利用について周知を図ることで取組面積の拡大を進める。</p> <p>令和5年度の目標取組面積については、飼料作物の作付目標面積である350haに上方修正し設定する。なお、上限単価についてはWCS用稲と用途や作業工程が近いことから、同額の7,000円/10aに減額する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積 10a当たりの生産量	目標	—	320.0ha 1.2㍉-㍉/10a	345.0ha 1.3㍉-㍉/10a	350.0ha 1.5㍉-㍉/10a
		実績	220.5ha 1.0㍉-㍉/10a	252.1ha 1.2㍉-㍉/10a	—	—
内 容	高単収へ向けた堆肥散布、且つ80a以上の団地化を行った場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 ほ場で堆肥の施用（資源循環）による土壌改良を行い、且つ実需者に出荷・販売することを目的として対象作物の生産に取組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①実需者との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫・出荷・販売を行うこと。 ②80a以上の団地化、転作田が連担（地続き）しており国道、県道、河川で区切られておらず、かつ、排水の管理及び農作業の効率的な実施に支障がないようにまとまっていること。 ③堆肥散布を実施していること。（以下の全ての事項を満たしていること） (1)当該年度における堆肥の散布の取組であること。 (2)散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された飼料作物の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。 (3)堆肥を散布する者は、水田で生産された飼料作物の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者であること。 (4)堆肥の散布量が10a当たりで2.2トン又は4.4m³以上であること。 *実需者との間に、利用協定書（利用協定に含まれるべき事項は別表4の2とおりに）を締結（自家利用の場合は自家利用計画を策定）する。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書または交付申請書、利用供給協定書（自家利用計画）</p> <p>2. 取組要件 ①出荷契約書、販売伝票。 ②現地確認。図面に落とし込み視覚的に確認、その後、筆ごとに面積を積み上げて確認する。 ③利用供給協定書（自家利用計画）、作業日誌、及びその他再生協議会が提出を求める書類等。 堆肥の散布と散布量がわかる書類及び作業時の写真等。</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。</p> <p>1. 作付面積は、水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書、現地確認により集計する。</p> <p>2. 生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（作業日誌、資材購入伝票等）で確認、助成対象面積を集計する。</p> <p>3. 10a当たりの収量は、荷受証明書または収穫量証明書により算出する。</p>					
備考	令和4年度の取組を検証し、次年度に向けて取り組み要件や目標値の設定を見直しを行い、取り組みに対する支援を継続していく。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会		整理番号	6（継続）		
使途名	地域振興作物助成（産地化推進品目）					
対象作物	地域重点作物①（基幹作物） 【トマト・ミニトマト・つくねいも・タマネギ・ブロッコリー・花き（別表2のとおり）】					
単 価	12,230円/10a（上限30,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、基盤整備された圃場の2割は30a未満の規模となっていることから、比較的小規模な圃場を中心として収益性の高い作物へ転換していく必要がある。また、地元産直施設からの多品目野菜等の供給要望に応えるため、トマト・ミニトマト・つくねいも・タマネギ・ブロッコリー・花きの安定した出荷量の確保と、収益性向上を図る高品質栽培に取り組み、産地化推進品目として地域振興作物の作付拡大と産地形成に取り組む必要がある。</p> <p>令和3年度のトマト・ミニトマトの作付面積については、令和2年12月の大雪によるハウス被害や高齢化による農業者の離農があり減少となった。また当協議会が特産品として推奨しているツクネイモは、新型コロナウイルス感染症の影響で実需者との取引量が落ち込んだことにより、令和2年度と比べて0.7ha作付が減少した。同じく、タマネギと花きについても新型コロナウイルス感染症の影響による需要減が見込まれたことで、令和2年度と同程度の作付となったことから、野菜及び花きの目標作付面積は未達成となった。</p> <p>令和3年度もコロナ禍の影響を受け需要量に応じた作付の拡大ができなかったため、令和4年度は引き続き目標達成に向けてJA等と連絡を密にし新規就農者を含めた耕作者への現地講習会を開催し、栽培方法等の周知により技術向上を図るとともに、担い手への集積の推進と需要量に応じた作付面積拡大を推進する。</p> <p>なお、上限単価については収益性等を考慮し、従来の上限単価の75%となる30,000円/10aに変更する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 野菜	目標	—	36.9ha	38.5ha	43.0ha
		実績	34.2ha	33.6ha	—	—
	作付面積 花き	目標	16.0ha	12.3ha	12.5ha	13.0ha
実績		12.0ha	12.0ha	—	—	
内 容	実需者等に出荷・販売することを目的として対象作物の作付を行った場合、その作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 トマト、ミニトマト、つくねいも、タマネギ、ブロッコリー、花き（別表2）について、実需者等へ出荷・販売を行うこと。</p> <p>3. 除外要件 水田リノベーション事業の取組を実施する対象作物は、交付対象から除外する。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのできる書類。</p> <p>2. 取組要件 現地確認。販売伝票、必要に応じて出荷契約書、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのできる書類。</p>					
成果等の 確認方法	令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 販売伝票で出荷量を確認し、作付面積については品目ごとに現地確認及び水田台帳で確認。					
備考	次年度以降も継続して支援する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会			整理番号	7（継続）	
使途名	地域振興作物助成（取組推進品目）					
対象作物	地域重点作物②（基幹作物） 【キュウリ、ズッキーニ】					
単 価	6,110円/10a（上限15,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、基盤整備された圃場の2割は30a未満の規模となっている。また稲作経営が主流であるが、令和2年産に続き令和3年産の主食用米も価格が大幅に下落し、需要の早期回復が見込めないことから、農業所得の向上と安定を図るために野菜等の高収益作物を導入した複合経営化を推進していく必要がある。そこで、比較的小規模な圃場においても高い収益性が見込めるキュウリと、水稲単一経営で複合経営化を目指す農家、及び新規就農者が比較的導入しやすいズッキーニを令和2年度から引き続き取組推進品目として設定し、安定した出荷量の確保と収益性向上のため高品質栽培に取組み、JAや県民局等関係機関と連携し推進した結果、目標6.0haに対し6.4haに拡大し、目標達成となった。</p> <p>令和4年度も引き続き目標達成に向けてJA等と連絡を密にし、新規就農者等を含めた耕作者への現地講習会を開催して栽培技術等の向上を図るとともに、担い手への集積の推進と需要量に応じた作付面積拡大に取組んでいく。</p> <p>令和5年度の目標については令和3年度の実績を考慮し、現状より年間約1.5ha増の9.5haを目標に情報修正し達成を目指す。</p> <p>なお、上限単価については収益性等を考慮し、従来の上限単価の75%となる15,000円/10aに変更する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 野菜	目標	—	6.0ha	8.0ha	9.5ha
		実績	4.3ha	6.4ha	—	—
内 容	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の作付を行った場合、その作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 キュウリ、ズッキーニ：実需者等へ出荷・販売を行うこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことので分かる書類。</p> <p>2. 取組要件 現地確認。販売伝票、必要に応じて出荷契約書、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことので分かる書類。</p>					
成果等の 確認方法	令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 販売伝票で出荷量を確認し、作付面積については品目ごとに現地確認及び水田台帳で確認。					
備考	次年度以降も継続して支援する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会		整理番号	8（継続）		
使途名	地域振興作物助成（その他作物）					
対象作物	別表3のとおり（基幹作物）					
単 価	4,070円/10a（上限10,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、基盤整備された圃場の2割は30a未満の規模となっていることから、比較的小規模な圃場を中心として収益性の高い作物へ転換していく必要がある。また、地元産直施設からの多品目野菜等の供給要望に応えるため、野菜、果樹等の地域振興作物の作付拡大を図る必要がある。</p> <p>令和3年度の作付面積については、野菜は主食用米からの作付転換が進んだことにより目標を達成したが、果樹は交付対象期間の新植後4年を経過した圃場があったことで作付面積が微減し、その他基幹作物については、葉たばこ及び小豆の作付面積が横ばいで、目標は未達成となった。</p> <p>令和4年度は、新たに作付の拡大が見込まれる「ユウガオ」を野菜に追加し、目標達成に向けてJA等と連絡を密にして新規就農者や新たな耕作者への現地講習会を開催し、培方法等の周知により技術向上を図るとともに担い手への集積を進める。また省力化等の低コスト生産を可能とする農業機械の導入を推進し、規模拡大の支援を行い目標達成を目指す。</p> <p>なお、上限単価については収益性等を考慮し、従来の上限単価の3分の2となる10,000円/10aに変更する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積 野菜	目標	—	—	36.0ha	39.0ha
		実績	—	34.9ha	—	—
	作付面積 果樹	目標	2.5ha	2.3ha	2.5ha	2.7ha
		実績	2.1ha	2.0ha	—	—
	作付面積 その他高収益作物	目標	1.3ha	1.2ha	1.7ha	1.9ha
実績		0.9ha	0.9ha	—	—	
内 容	<p>実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の作付を行った場合、その作付面積に応じて支援する。</p>					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①野菜、果樹、その他の作物：実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ②果樹については、新植4年目まで。 ③アスパラガス等、株を形成する作物については、作付初年目に出荷が確認されなくても、現地確認により作付と地域の栽培指針に沿った通常の肥培管理を確認した場合は、交付対象とする。</p> <p>3. 除外要件 水田リノベーション事業の取組を実施する対象作物は、交付対象から除外する。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。必要に応じて出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのできる書類。</p> <p>2. 取組要件 ①現地確認。販売伝票、必要に応じて出荷契約書、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったことのできる書類。 ②果樹の新植4年目までの確認は、2018年度からの水田台帳。 ③アスパラガス等、作付初年目に出荷が確認されない作物については、現地確認に加え、作業日誌等により対象作物の作付と地域の栽培指針に沿った通常の肥培管理を行ったことを確認。</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 販売伝票で出荷量を確認し、作付面積については品目ごとに現地確認及び水田台帳で確認。</p>					
備考	<p>次年度以降も継続して支援する。</p>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会	整理番号	9（継続）			
使途名	耕畜連携助成（わら利用）					
対象作物	飼料用米の生産ほ場の稲わら（基幹作物）					
単 価	5,300円/10a（上限13,000円/10a）					
課 題	<p>当市は、畜産が盛んな地域であり、飼養頭数は令和4年2月1日現在、1,121頭（牛254頭、馬867頭）であり、当市における畜産農家からの稲わらの安定供給のニーズに応え、更に全国的に需要のある国産飼料用稲わらの商品化を進めるため、取組面積を増やす必要がある。</p> <p>令和3年度は、飼料用米への作付転換が進んだこと及びJA等関係機関と連携した周知活動により、新たな協定者が増えて目標を達成することができた。</p> <p>令和4年度は、令和5年度の目標を803.6ha（令和5年度飼料用米作付目標面積の70%相当）に上方修正し、その達成に向けてJA等関係者を通じて、さらなる情報提供及び要件や助成等の周知を図りながら新たな協定者の発掘を行い、取組面積の拡大と低コスト化による所得向上を図るため、生産性向上の取組も推進していくこととする。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	455.0ha	555.0ha	791.0ha	803.6ha
実績		463.7ha	705.5ha	—	—	
内 容	<p>耕種農家と畜産農家とが連携してコスト削減のため、わら利用（多収性の専用品種による飼料用米生産ほ場の稲わら利用）を行った場合、取組面積に応じて助成する。</p>					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 連携の相手方となる者との間に、利用供給協定（利用供給協定に含まれるべき事項は別表4の1のとおり）を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定）する農業者（耕種農家）または集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次の全ての事項を満たしていること。 ①当年産において、多収性の専用品種による飼料用米の作付が行われる水田であること。 ②その水田の稲わらが確実に飼料として利用され、且つ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付であること。 ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。 ④新規需要米取組計画の認定を受けていること。 ⑤対象品種は個票1に掲載されている多収品種のみとし、別表6の生産性向上等技術のうち、1つ以上の取組を行うこと。ただし、個票1及び県設定と重複助成を受ける場合は、異なる取り組みを行うこと。</p>					
取組の確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書、利用供給協定書（自家利用計画）</p> <p>2. 取組要件 ①現地確認、利用供給協定書（自家利用計画） ②現地確認、わらの受領書、作業日誌。 ③作業日誌、その他再生協議会が提出を求める書類等。 ④新規需要米認定結果通知書。 ⑤現地確認。種子購入伝票。自家採種の場合は自家採種の種子による取組申請書及び導入当初の購入伝票。別表1の生産向上等技術の取組内容及び取組数を確認できる書類（作業日誌、資材購入伝票等）</p>					
成果等の確認方法	<p>令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 取組面積は、営農計画書を基に産地交付金対象面積を集計する。</p>					
備考	<p>整理番号1と重複助成を行う。 PDCAサイクルによる検証・見直しの上で継続する。</p>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	五所川原市農業再生協議会	整理番号	10（新規）			
使途名	地力増進作物組入体系導入助成					
対象作物	ソルガム、エンバク（基幹作物）					
単 価	0円/10a（上限20,000円/10a）					
課 題	<p>当市における水田の基盤整備率は85.8%と西北地域における北管内の平均91.4%より低く、基盤整備された圃場の2割は30a未満の規模となっていることから、比較的小規模な圃場を中心として収益性の高い作物へ転換していく必要がある。そのためには持続的な農業発展に向けた土づくりの取組が重要であり、肥沃な土壌づくりには堆肥などの有機物や資材等施用のほか、地力増進作物の導入が効果的である。</p> <p>令和4年度は、前年度より作付が拡大した面積に対し、農業生産の持続的な維持向上に向けて「土づくり」に取組むことを要件とし、次年度以降の水稻と転換作物（麦や大豆、飼料作物、高収益作物）を組合わせたローテーションの実施や、みどりの食料システム戦略実現に向けた有機農業、化学農業・化学肥料の使用量低減への取組に支援をする。</p> <p>令和5年度の目標面積として、ブロックローション等を考慮した10haに設定し、JA等関係機関と連携した周知活動を行い、目標の達成を目指す。</p> <p>また、上限単価については、令和4年度からの地力増進作物に対する産地交付金が当協議会への追加配分額をもとに交付単価を設定するが、配分単価である20,000円/10aを上限単価とする。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	—	—	3.6ha	10.0ha
		実績	—	1.0ha	—	—
内 容	次年度以降の水稻や転換作物への計画的な土づくりを行う地力増進作物について、前年度より拡大した作付面積に対して助成する。					
具体的要件	<p>1. 助成対象者 次年度以降に実需者等に出荷・販売することを目的とした水稻又は転換作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。</p> <p>2. 取組要件 ①前年度より地力増進作物の作付面積が拡大していること。 ②地力増進作物を耕起、播種の時期や量等の肥培管理を適切に行い、ほ場へすき込むこと。 ③次年度に同一ほ場で販売を目的とした高収益作物等の生産・販売を行うこと。ただし、計画的なブロックローテーションや土壌改良が不十分な場合などの正当な理由を示すことが出来る場合に限り、次年度の地力増進作物の作付を認める。 ※なお、正当な理由がなく次年度に高収益作物等の作付・販売がされなかった場合に、交付金の返還に応じることについて同意していること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1. 助成対象者 営農計画書又は交付申請書。</p> <p>2. 取組要件 ①前年度及び当年度の営農計画書又は水田台帳。 ②現地確認、耕起・播種・すき込み等の肥培管理が分かる作業日誌、及び再生協議会が提出を求める書類等。 ③次年度に高収益作物等の出荷・販売伝票、作業日誌等の作付、収穫、販売等が確認できる書類。</p>					
成果等の 確認方法	令和5年3月末までに、以下の方法により確認する。 取組面積は、営農計画書と現地確認の結果を基に産地交付金対象面積を集計する。					
備考	PDCAサイクルによる検証・見直しの上で継続する。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。